相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市豊平区平岸一条七丁目二番、最後の住所札幌市豊平区平岸一条七丁目二番二八―四〇六号　被相続人　亡　小池健一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

事務所札幌市中央区大通西一一丁目四番地登記センタービル四階

相続財産管理人弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市島松寿町一丁目二八番地の六、最後の住所北海道千歳市蘭越九七番地の二　被相続人　亡　計良　好子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

札幌市中央区大通西一一丁目第二大通藤井ビル三階中原法律事務所

相続財産管理人弁護士　中原　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市的場町一二番、最後の住所北海道函館市時任町二六番九号　被相続人　亡　菅原　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

北海道函館市大手町七番一一号

相続財産管理人弁護士　小林紀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市熱海町長橋字舘一〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　添田　講二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

福島県郡山市鶴見坦三丁目四番二一号

相続財産管理人　平　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市御幸ケ原町一一〇番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木田よし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

栃木県宇都宮市小幡一―一―二一オノセビル五階　タナブ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荘司　円香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区加曽利町八五五番地、最後の住所千葉市若葉区加曽利町九二〇番地五サンモール一〇五号　被相続人　亡　中嶋　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マニュライフプレイス千葉六階Ｂ室日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区本町五丁目四四番地、最後の住所千葉市美浜区高洲二丁目五番八棟四〇六号　被相続人　亡　畠山　富義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市千倉町大貫三二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区花園三丁目七七番地の二、最後の住所千葉市花見川区花園三丁目一八番三号　被相続人　亡　永澤　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階きさらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区高品町一〇七三番地の五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永田　宏史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

事務所千葉市中央区中央四―一〇―一六ワイ・アンド・ワイビル五階　千葉フェローズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横井　紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県四街道市千代田二丁目一七番地九、最後の住所千葉県四街道市千代田二丁目一七番九号　被相続人　亡　宮嶋　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番七号中央スカイビル七階　丸山総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

第10期決算公告

平成23年1月26日

東京都千代田区三崎町三丁目3番3号

株式会社地域情報総研

代表取締役　横山　裕司

貸借対照表の要旨（平成22年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,111
	固定資産	9,062
	資産合計	41,173
負債及び純資産の部	流動負債	8,586
	固定負債	3,940
	役員退職慰労引当金	3,940
	株主資本	28,646
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,646
	その他利益剰余金	18,646
	（当期純損失）	(1,487)
	負債・純資産合計	41,173

第40期決算公告

平成23年1月26日

東京都台東区浅草一丁目9番1号

山口総業株式会社

代表取締役　山口　良成

貸借対照表の要旨

（平成22年4月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,928,854
	固定資産	253,279
	合計	2,182,134
負債及び純資産の部	流動負債	149,818
	株主資本	2,032,316
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,022,316
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,019,816
	（うち当期純利益）	(51,441)
	合計	2,182,134

第3期決算公告

平成23年1月26日

埼玉県所沢市小手指町一丁目1番地4

P・R保険パートナーズ株式会社

代表取締役　小坂　雅俊

貸借対照表の要旨

（平成22年9月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	70
	固定資産	7
	合計	78
負債及び純資産の部	流動負債	34
	株主資本	43
	資本金	30
	利益剰余金	13
	繰越利益剰余金	13
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	78